

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート  
 【福祉政策課】

<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 報告事項	(仮称) こまほっとみんなの家事業の実施に伴う電子計算機処理による記録項目の設定について	
根拠規定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用
	<input type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input type="checkbox"/> ⑥その他 ( )
主管課	福祉保健部福祉政策課	
事務の名称	(仮称) こまほっとみんなの家における相談対応窓口・高齢者等(要支援者)の情報収集、生活実態アセスメント及び安否確認	
事務の概要	<p>子どもから高齢者まで地域住民がいつでも気軽に集い、ゆるやかに出会い関わり合うことのできる居場所を確保することにより、高齢者、子育てをしている親とその子ども、障がい者等を含め、地域住民誰もが気軽に立ち寄ることのできる交流の場を提供し、地域住民同士の交流の促進するため、(仮称) こまほっとみんなの家(以下「拠点」という。)を設置する。</p> <p>設置後、以下の事業を実施するにあたり、必要な個人情報を本人から収集し、記録する。</p> <p>1. 相談対応窓口の設置及び適切な支援の実施</p> <p>ア 次の相談に対し、訪問、電話、面接等により、総合的に対応する窓口を設置。</p> <p>(ア) 在宅高齢者、その家族等の各種相談                  (イ) 乳幼児の保護者等の子育て等に関する相談                  (ウ) その他包括的支援体制を構築するに当たり市長が必要と認める相談</p> <p>イ アの相談対応の際、複雑かつ対応が困難な相談事案であると判断された場合、地域包括支援センター、拠点に配置された相談支援包括化推進委員(拠点に配置されたCSWのことをいう。以下同じ。)等に引き継ぎ、適切な支援を行う。</p> <p>2. 高齢者等(要支援者)の情報収集、生活実態アセスメント及び安否確認</p> <p>ア 高齢者(要支援者)に対する見守りを行うなど必要な支援を行うため、事業の対象者となりうる高齢者(要支援者)及びその家族等に関する基礎的事項・支援・サービス計画の内容及び実施状況並びにサービス利用意向及び今後の課題等を記載した台帳(以下「サービス台帳」という。)を整備する。</p> <p>イ アより整備したサービス台帳から支援すべき対象者を</p>	

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

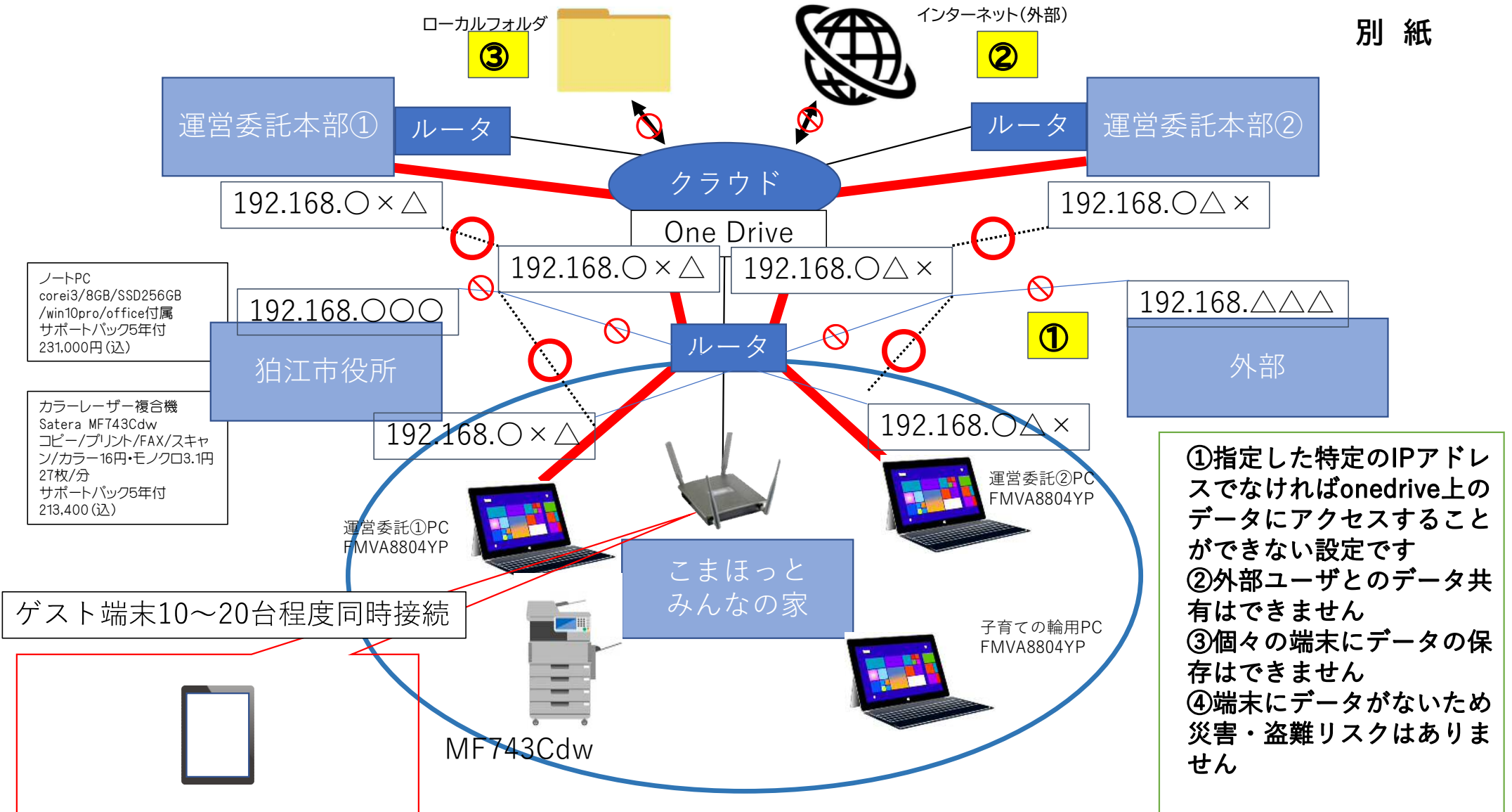
【福祉政策課】

	<p>抽出し、高齢者等（要支援者）の心身の状況等生活実態のアセスメントを行うこと。アセスメントの実施に当たっては、対象者への戸別訪問等適切な手段により実施する。</p> <p>ウ 地域住民等から寄せられた見守りを要する高齢者（要支援者）の安否情報を入手した場合は、その内容を確認し、必要があると認められる場合は戸別訪問、電話等により安否確認を実施する。</p> <p>3. 地域で孤立している方への支援</p> <p>ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援          狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。</p> <p>イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援          地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。</p> <p>なお、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者へ委託して行う予定である。</p>		
実施時期	令和5年2月から		
件数	年間100件		
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input type="checkbox"/> 外部提供する <input checked="" type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する	保有個人情報の項目		
<b>基本的事項</b> <input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<b>心身の状況</b> <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 身体の特徴	<b>家族状況等</b> <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<b>社会生活</b> <input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input checked="" type="checkbox"/> 財産 <input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助
その他の項目			
電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更	<b>【記録項目の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要】</b> 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ（Microsoft 社 OneDrive）を使用して法人本部との間でデータの共有を行う。 データの共有に当たっては、センシティブな個人情報を取り扱った		

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【福祉政策課】

	め以下のとおり同サービスを利用することにより情報漏洩リスクに対応するものとなる。①固定 IP アドレスのみによるアクセス制限、②外部共有の禁止、③ローカルフォルダとの同期制限、④盗難リスクへの対応（別紙参照）
そ の 他 資 料	別紙
備 考	



狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【高齢障がい課】

<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 報告事項	令和4年度狛江市高齢者物価高騰対策給付金の給付事業の実施に伴う保有個人情報の目的外利用、外部提供、目的外利用及び外部提供に伴う通知の要否並びに電子計算機処理による記録項目の設定について		
根拠規定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input checked="" type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更	
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input type="checkbox"/> ⑥その他（ ）	
主管課	福祉保健部高齢障がい課		
事務の名称	令和4年度狛江市高齢者物価高騰対策給付金の給付事業		
事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、物価高騰が継続する中、これまで市の給付金等の支援対象となつてこなかった65歳以上の高齢者に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、ひとり1万円の給付を行うものです。		
実施時期	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで（予定）		
件数	対象者数	約20,000件	
<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用する保有個人情報の項目			
基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の項目			
目的外利用	目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）の名称	1. 住民基本台帳事務 2. 狛江市特別定額給付金給付事務 3. 令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務	
	目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）を行う組織の名称	1. 市民課 2. 市民生活部特別定額給付金対策室 3. 福祉政策課	
	目的外利用の理由，方法等	（理由，方法等） <b>【目的外利用の理由】</b>	

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート  
【高齢障がい課】

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件給付は、市独自の給付制度であり、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「法」という。）第10条の規定による特定給付には該当しない。</li> <li>・もともと、高齢者物価高騰対策給付金を物価高騰等様々な困難に直面している65歳以上の高齢者に対し、速やかに生活・暮らしの支援するものであり、法第10条の「経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの」に該当する給付であることから、確認書を使用したプッシュ型の給付を実施するための基礎とする情報として2及び3の事務で使用した口座情報を利用する必要がある。</li> </ul> <p><b>【目的外利用の方法】</b></p> <p>(1) 高齢者物価高騰対策給付金システムにより令和4年9月30日時点において市の住民基本台帳に記録されている者のうち、65歳以上の高齢者を抽出</p> <p>(2) 特別定額給付金対策室及び福祉政策課が保有する特別定額給付金支給事務並びに令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金において取得・保有している振込口座情報と突合し、該当するものを抽出</p> <p>(3) 抽出された対象者については、当該口座情報を高齢者物価高騰対策給付金支給要件確認書に印字する。</p>
--	--	---

■外部提供する保有個人情報の項目

基 本 的 事 項	心 身 の 状 況	家 族 状 況 等	社 会 生 活	
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 趣味

その他の記録項目

外部提供先の概要	1 窓口業務、封入・封緘業務の委託については、特別定額給付金支給業務、子育て世帯給付金業務等において都内複数の区市で、また、狛江市においても令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実績があり、プライバシーマークを取得している株式会社総合キャリアオプションと随意契約を行う予定である。
----------	--

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【高齢障がい課】

	<p>2 システム構築及び対象世帯の抽出、確認及び選定については、平成27年度及び平成28年度の臨時福祉給付金業務、平成31年度プレミアム付商品券業務、令和2年度の特別定額給付金の給付業務並びに令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務で使用したシステムを構築した実績があり、狛江市で基幹系システムの委託を請け負っている株式会社内田洋行と随意契約を行う予定である。</p>
<p>外部提供の形態</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 紙媒体  <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録媒体  <input type="checkbox"/> その他の媒体                      (具体的な形態)                 </p>
<p>外部提供の理由、方法等</p>	<p>(理由, 方法等)</p> <p>1 窓口業務、封入・封緘業務の委託に関する保有個人情報の外部提供について</p> <p>高齢者物価高騰対策給付金の給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、物価高騰が継続する中、これまで市の給付金等の支援対象となつてこなかった65歳以上の高齢者に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から臨時で行う事業であり、職員は全て他部署との兼務であることから、人員の面から全ての業務を職員のみで行うことは現実的に難しい状況である。そのため、親切かつ丁寧な給付の実現を図るため、平成27年度及び平成28年度に実施した臨時福祉給付金事業、平成31年度プレミアム付商品券事業、令和2年度特別定額給付金事業並びに令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業と同様に、専門的な手法を有する民間オペレータに給付に関する窓口業務を委託する予定である。当該業務委託に伴い、高齢者物価高騰対策給付金システムを当該窓口業務で使用するため、受託業者に高齢者物価高騰対策給付金の給付事業の対象者の保有個人情報を外部提供する。</p> <p>また、本事業の対象世帯数は、約20,000件程度を想定しており、全ての方への発送業務を職員のみで行うことは困難であることから、封入・封緘業務を外部委託する予定である。当該委託事業に伴い、対象者の保有個人情報（氏名・住所・振込先金融機関口座情報）が書かれた65歳以上の高齢者に対する高齢者物価高騰対策給付金要件確認書・支給案内書を外部提供する。</p> <p>2 高齢者物価高騰対策給付金システムによる対象世帯の抽出、確認及び選定に関する保有個人情報の外部提供について</p> <p>高齢者物価高騰対策給付金支給事業の対象者の抽出及び選定作業については、専門的な知識を要することから、当該システムを構築した受託業者がサポートをする必要があるため、当該受託業者に対し、対象者の保有個人情報の外部提供をする。</p>
<p>外部提供先での個人情報の管理の方法</p>	<p>ID及びパスワードを設定し、庁内ネットワークから独立させている。また、封入・封緘業務に当たっては、高齢者物価高騰対策給付金要件確認書・支給案内書等を施錠できる場所で保管している。</p> <p>高齢者物価高騰対策給付金システムの構築業者については、市職員が立会いの下、対象者の選定作業を行っており、更に外部への保</p>

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【高齢障がい課】

		有個人情報の漏えいを防止している。	
外部提供する条件		個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の遵守を徹底させ、委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。	
通知	目的外利用	■無	<p>(理由)</p> <p>1 条例第12条第5項の規定の趣旨は、目的外利用される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。</p> <p>2 しかし、本件においては、対象者にあらかじめ通知を送付することで、早急な支援を漏れなく実施することを目的としていることから対象者にとって不利益となる可能性が限りなく低い一方で必要性が非常に高いといえるため、本件目的外利用の必要性が高いといえる。</p> <p>また、本件においては、市民課が保有する住民基本台帳、特別定額給付金対策室及び福祉政策課が保有する特別定額給付金支給事務並びに令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金において取得・保有している振込口座情報であり、かつ、抽出されたデータについては、基幹系のサーバ内でエクセルデータにパスワードを設定し、特定の職員のみがアクセスできるよう管理するため、目的外利用による保有個人情報の漏洩のリスクは非常に低いといえる。</p> <p>3 そのため、保有個人情報を目的外利用することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえる。</p> <p>よって、本件については、同条同項ただし書を適用し、目的外利用にかかる通知は、不要といたしたい。</p>
	外部提供	■無	<p>(理由)</p> <p>1 条例第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。</p> <p>2 しかし、本件においては、高齢障がい課の高齢者物価高騰対策給付金の給付事業の業務を担当する職員及び窓口業務を行う受託業者のみが使用できるようにID及びパスワードを設定し、庁内ネットワークから独立させること、窓口業務を行う受託業者は、本庁舎敷地内において窓口業務を行うこととし、市職員の目の届く範囲内で業務を行うことで外部提供した保有個人情報を持ち出すことができないような体制を構築すること、封入・封緘業務委託に当たっては施錠できる場所で申請書等を保管することにより、外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されているといえる。</p> <p>加えて、高齢者物価高騰対策給付金の対象世帯の抽出及び選定に当たっては、専門的な知識を要することから高齢者物価高騰対策給付金システムを構築する受託業者がサポートをする必要があること、一定の期間で多数の方から確</p>



狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【高齢障がい課】

			<p>認書の提出及びお問合せがあることが予想されることから、親切かつ丁寧な給付の実現を図るため、専門的な手法を有する民間オペレータに給付に関する窓口業務を委託する必要があること、膨大な量の封入・封緘業務の実施は、兼務職員及び会計年度職員職員で構成される主管部署において困難であることから、本件の必要性は高いものである。</p> <p>3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>
<b>■ 記録項目に設定する保有個人情報の項目</b>			
<b>基 本 的 事 項</b>			
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
<b>その他の記録項目</b>			
電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更	<b>【記録項目の設定，追加又は変更をする電子計算機処理の概要】</b> 高齢者物価高騰対策給付金システムで対象者の個人情報を保有することになるため、電子計算機処理による記録項目の設定を行う。		
その他の資料			
備考			

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）骨子及び狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（案）骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

- (1) 実施期間 令和4年9月1日（木）～令和4年9月30日（金）
- (2) 意見提出方法 政策室への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、狛江市公式ホームページ専用フォーム（LoGo フォーム）による送信

2. 意見等件数

- (1) 提出者数 1名
- (2) 提出件数 5件

3. パブリックコメントの意見等及び市の取扱方針について

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）骨子に対する意見

	意見（概要）	市の取扱い方針（回答）
1	<p>狛江市個人情報保護条例の改正にあたっては、以下の3点を前提とする必要があると考える。</p> <p>(1) 狛江市がこれまで積み重ねてきた市民の個人情報保護に係る全国でも先進的な取り組みを維持し、発展させる。</p> <p>(2) 狛江市の収集・保有する個人情報は、狛江市民に関するものがほとんどであり、主体である市民の自己情報コントロール権を尊重し、担保できるように、新個人情報保護法の下での運用上の工夫を行う。</p> <p>(3) 行政への市民参加・市民協働の制度として、また個人情報保護施策へのチェック機関として、個人情報保護審議会が有効であることは、これまでの実績で実証されており、今後とも個人情報保護審議会を引き続き積極的に活用する。</p>	<p>これまでの狛江市個人情報保護条例で行ってきた運用をそのまま維持できるよう今後も運用を工夫してまいります。</p> <p>保有個人情報の目的外利用・外部提供については、これまでと概念が異なりますが、法における目的外利用・外部提供に当たる場合は、個人情報保護担当課へ届出を必要とすることで内部監督を行う予定です。届出のあった案件については、年1回個人情報保護審議会へ報告させていただき、公表する予定です。</p> <p>また外部委託については、委託契約時に法で求められる安全管理措置を規定した個人情報の保護に関する特記仕様書を締結し、委託先が必要な安全管理措置をきちんと行ったかをチェックリストを提出させることで担保する予定です。</p>

	<p>以上の前提にたつて、具体的には、以下のような点が改正条例には必要だと考える。</p> <p>①審議会への事後報告</p> <p>これまで審議会に事前に答申され、個人情報保護の点から慎重な審議を行なってきた、外部委託、外部提供、目的外利用等の個別案件については、新しい個人情報保護法の下では、審議会は関与することはできない。</p> <p>しかし、これらの案件のうち、「要配慮個人情報」等を伴うものについては、上記の自己情報コントロール権を担保する観点から、事務局は審議会に事後報告をするものとする。</p> <p>また、報告された案件リストは市民に公表する。</p> <p>なお、必要な場合には、審議会は当該部局から説明を求めることができるものとする。</p>	
2	<p>②個人情報記録・ファイルの作成、公表</p> <p>これまでも、市では個人情報取扱事務・特定個人情報取扱事務一覧を作成、公表してきた。今回国の個人情報保護委員会の個人情報保護ファイル簿に基準が共通化される。しかし、ファイル簿作成基準外の1,000人以下の個人情報ファイル、また紙ベースの個人情報などもあり、継続性の点からも、従来通りの事務一覧も作成し、公表することがのぞましい。</p>	<p>1,000人以上のものについては法の個人情報ファイル簿の様式での管理が求められているのでその通り運用を行い、1,000人を超えないものについては、市のこれまでの管理を引き続き行っていく予定です。</p>
3	<p>③死者の個人情報</p> <p>個人情報保護法では、個人情報の定義は生者の情報であり、死者の情報は</p>	<p>狛江市死者情報取扱規則は、狛江市では死者の個人情報は保護に値しないという原則のもと、遺族の権利利益を</p>

	<p>個人情報ではない。しかし、死者の「個人情報」は慎重に扱われるべきであり、狛江市でも審議会の議論などを経て、「狛江市死者情報取扱規則」で取り扱いのルールを定めている。</p> <p>この点については、規則を一部改正して継続するべきである。</p>	<p>侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うため、情報公開制度における特別な運用を定めたものです。</p> <p>狛江市死者情報取扱規則については、今後も引き続き運用していきます。</p>
4	<p>④電子計算機処理等の運用について  狛江市の現行条例は審議会の所管事項として、「(2) 電子計算機処理等の運用に係る基本的事項に関すること。」をあげている。</p> <p>個人情報の漏洩紛失等は電子計算機の運用管理の問題と不可分であり、個人情報の保護と、電子計算機についての運用が合理的・適正に行われることと一体であることはいままでのない。その意味で、個人情報審議会が引き続き市のシステム、ネットワークを第三者的にチェックする機能をもつことは重要である。IT化が進む中で、このチェック機能はますます重要になる。しかし、チェックには一定の専門知識も必要であることから、必要に応じて専門委員の設置等も検討するべきであろう。</p>	<p>これまで個人情報保護審議会の所掌事項の「電子計算機処理等の運用に関する基本的事項に関すること」とは、具体的には電子計算機処理により行う保有個人情報の記録項目の設定、追加又は変更並びに結合の禁止の例外を認めるかどうかについてご審議いただきました。しかし、法の下では個人情報保護審議会がこうした諮問を受けることを規定するのは市に認められた裁量の範囲外となりますので、狛江市情報セキュリティポリシー等を踏まえ、第三者としてのチェック機関の役割を担うのに適切な機関のあり方について、検討をしてみたいです。</p>
5	<p>⑤市議会  新個人情報保護法は議会については適用範囲外となる。市議会についても個人情報保護についての独自条例を制定することが望ましい。</p>	<p>市議会においては、個人情報の保護の適切な運用を図るため独自の条例を制定する予定です。</p>

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

令和4年 月 日  
条例第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、実施機関とは、市長並びに市の教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

（開示請求に対する決定手続）

第3条 法第83条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、法77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、法第83条第2項の規定にかかわらず、開示請求があった日から30日以内に限り同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

（開示手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）の規定にかかわらず、原則として無料とする。

2 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合は、それに要する費用は請求者の負担とする。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用を減額し、又は免除することができる。

（訂正請求に対する決定手続）

第5条 法第94条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正請求等」という。）をしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第94条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「訂

正」と読み替えるものとする。

(利用停止請求に対する決定手続)

第6条 法第102条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求者に対して、利用停止請求者に係る保有個人情報等を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第102条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「利用停止」と読み替えるものとする。

(狛江市個人情報保護審議会)

第7条 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く市長の諮問機関として、狛江市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成25年条例第18号)第13条第4項の規定による市長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

3 審議会は、次に掲げる委員6人をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

(1) 市民 4人

(2) 学識経験者 2人

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第8条 実施機関は、個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(狛江市個人情報保護条例の廃止)

第2条 狛江市個人情報保護条例(平成13年条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際、現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)に対してなされている旧条例の規定による保有個

- 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行の際現に旧条例第42条の規定する狛江市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に第7条第3項の規定による委嘱又は任命を受けたものとみなす。
  - 3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第3項並びに第45条第1項及び第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
    - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
    - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
    - (3) この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理する市の公の施設の管理事務に従事していた者
  - 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第42条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後もなお従前の例による。
  - 5 この条例の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。
  - 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
    - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
    - (2) 第3項第2号及び第3号に掲げる者
  - 7 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - 8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を

漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 9 法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第6項又は第7項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第6項又は第7項の罰金刑を科する。
- 10 この条例の施行前に行った偽りその他不正の手段により、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。



◆国の法律（条例例）と市の条例案の対比

No.	項目内容	国	市
1	開示請求に対する決定手続	開示請求があった日から30日以内	開示請求があった日から7日以内
	延長する場合	さらに30日（トータル60日）	開示請求があった日から30日以内（トータル30日）
2	開示手数料	手数料は自治体で郵送料、印刷経費、事務手続にかかる職員の人件費等の実費をベースに設定可能	原則無料 ただし、コピーを希望する際などは実費
3	訂正請求に対する決定手続	訂正請求があった日から30日以内	訂正請求があった日から7日以内
	延長する場合	さらに30日（トータル60日）	訂正請求があった日から30日以内（トータル30日）
4	利用停止請求に対する決定手続	利用停止請求があった日から30日以内	利用停止請求があった日から7日以内
	延長する場合	さらに30日（トータル60日）	利用停止請求があった日から30日以内（トータル30日）
5	個人情報保護審議会	第3章第3節（地方公共団体の施策）その他個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことができる。	国のとおり  市の独自の規定として、「狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」において市長の求めがあった場合を規定

狛江市個人情報の保護に関する法律施行規則（案）

令和4年 月 日  
規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、狛江市個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。（保護管理者等）

第3条 法第66条及び行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（以下「指針」という。）に規定する総括保護責任者は、副市長とする。

2 法第66条及び指針に規定する保護管理者は、個人情報を収集、管理及び利用している各課（狛江市組織規則（平成20年規則第3号）第2条に規定する課及び室、会計管理者の補助組織設置規則（昭和50年規則第3号）第1条第1項に規定する課、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会の事務局又は事務局の課及び室並びに狛江市立公民館条例（平成5年条例第33号）第1条に規定する公民館及び狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）第1条に規定する図書館をいう。）の長（以下「課長」という。）をもって充てる。

3 保護管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正管理のための必要な措置を講ずるとともに、個人情報を取り扱う所属職員の指揮及び監督に努めなければならない。

4 保護管理者は、所属職員の中から保護担当者を指定し、自己の職務の一部を分担させることができる。

（委託等の条件）

第4条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託するときは、委託契約書において委託先の事業者に対し安全確保の措置を要求するとともに、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- （1）個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- （2）再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- （3）個人情報の複製等の制限に関する事項
- （4）個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- （5）委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- （6）個人情報の管理の状況についての検査に関する事項
- （7）前各号に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託するときは、委託先の事業者から次に掲げる事項を記載した書面の提出を求め、確認するものとする。

(1) 委託先の事業者へ保有個人情報を法第69条第2項の規定により外部提供するときは次に掲げる事項

ア 提供先における当該保有個人情報の利用目的

イ 当該保有個人情報の取扱いに係る業務の根拠法令

ウ 当該保有個人情報について、利用する記録範囲、記録項目及び利用形態等

(2) 委託先における責任者及び業務従事者

(3) 従事者についての管理体制及び実施体制

3 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託するときは、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の事業者における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。

4 委託先の事業者において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、実施機関は委託先の事業者に前3項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の事業者を通じて又は実施機関自らが前項の措置を実施するものとする。この場合において、保有個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先の事業者が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を派遣労働者によって行わせるときは、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の手続)

第5条 法第69条第2項の規定により保有個人情報の目的外利用及び外部提供を行う課長は、保有個人情報目的外利用・外部提供届出書(様式第1号)により当該事案について起案し、個人情報に関する事務を所掌する主管課の課長(以下「個人情報保護担当課長」という。)の合議を経なければならない。

2 保有個人情報目的外利用・外部提供届出書には、次の各号に掲げる事項を届け出るものとする。

(1) 目的外利用及び外部提供を行う対象の保有個人情報を本来取り扱う事務の名称

(2) 本来の保有個人情報の利用目的

(3) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務を所掌する主管課の名称

(4) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務の名称及び内容

(5) 目的外利用及び外部提供を行う保有個人情報の記録項目

(6) 目的外利用及び外部提供を行う年月日

(7) 法第69条第2項第4号のその他保有個人情報を提供することについて特

別の理由があるときに当たる場合は、その理由

- (8) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務を委託する場合は、当該委託先の事業者等に対して付する条件

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条 法第75条第1項により作成し公表する個人情報ファイル簿の運用については、次のとおりとする。

- (1) 個人情報ファイル簿の内容に変更が生じる場合は、当該事務の主管課長は速やかに個人情報ファイル簿を修正し、グループウェアにより個人情報保護担当課長へ提出するものとする。
- (2) 新たに個人情報を取り扱う事務を行う場合は、当該事務の主管課長は速やかに個人情報ファイル簿を作成し、グループウェアにより個人情報保護担当課長へ提出するものとする。
- (3) 個人情報保護担当課長は、年1回以上個人情報ファイル簿の内容を主管課長に点検させることとする。
- (4) 個人情報保護担当課長は、個人情報ファイル簿をとりまとめ、市公式ホームページへ掲載するものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、継続かつ定型化して行う個人情報を取り扱う事務で対象者が1,000人未満のものを開始、変更又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務届出書(様式第2号)をグループウェアにより個人情報保護担当課長へ提出するものとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う組織の名称
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の管理責任者
- (7) 個人情報ファイルの名称
- (8) 個人情報ファイルの利用目的
- (9) 個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (10) 個人情報ファイルに記録される個人情報記録の項目

2 実施機関は、前項の規定により届け出された個人情報を取り扱う事務を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめグループウェアにより個人情報保護担当課長へ提出するものとする。

3 前2項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。

(費用負担)

第8条 狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号。以下「条例」という。)第4条の規定による保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合の費用は、別表のとおりとする。

- 2 条例第3条第3項の規定により開示したものとみなす場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、規定の開示手数料を徴収する。
- 3 別表備考3に定める電磁的記録の写しの交付において同表に掲げる金額によりがたい場合は、当該記録媒体に係る費用を徴収する。
- 4 開示に際してプログラム（電子計算機又は行政情報機器に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の作成その他の特別の処理を必要とする場合には、当該処理に要する費用を徴収する。
- 5 前項の規定に基づき徴収する費用について、契約上の理由その他必要があると認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、同項の特別の処理の終了後精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

（費用の減免）

第9条 条例第4条第2項ただし書に規定する規則で定める費用の減免の申請は、減免を受けようとする者が開示に係る費用減免申請書（様式第3号）に、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付して、これを市長に提出することにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに減免の可否を決定し、開示に係る費用減免に関する決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（運用状況の公表）

第10条 条例第8条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を広報紙に掲げる方法により行う。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の状況
- (2) 請求に対する決定の状況
- (3) 不服申立ての状況
- (4) その他実施機関が必要と認める事項

（事務委任）

第11条 市長以外の実施機関は、次の各号に掲げる事務を市長に委任する。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受理に関すること。
- (2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定の通知の送付に関すること。
- (3) 保有個人情報の開示の実施（市長部局の窓口においてするものに限る。）に関すること。
- (4) 個人情報の写しの作成に要する費用の徴収に関すること。
- (5) 個人情報の処理についての苦情の申出の受理及び当該苦情の申出に対する処理結果の通知の送付に関すること。
- (6) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定についての不服申立ての受理並びに当該不服申立てに対する裁決又は決定の通知の送付

に関すること。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

公文書の種類		費用	徴収時期
文書、図画及び写真		写し（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。
		写し（多色刷り）1枚につき50円	写しの交付のとき。
マイクロフィルム		印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。
電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。）	光ディスクに複写したもの	日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの 1枚につき50円	複写したものの交付のとき。
	その他	印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 公文書の写し（マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 郵送料等写しの送付に要する費用は、実費とする。

保有個人情報目的外利用・外部提供届出書

（個人情報管理責任者）

\_\_\_\_\_ 宛て

（課長）

\_\_\_\_\_

次のとおり保有個人情報を目的外利用することを狛江市個人情報の保護に関する法律施行規則第5条第1項の規定により、申請します。

目的外利用及び外部提供を行う対象の保有個人情報を本来取り扱う事務の名称	
本来の保有個人情報の利用目的	
保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務を所掌する主管課の名称	部 課
保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務の名称及び内容	
目的外利用及び外部提供を行う保有個人情報の記録項目	
目的外利用及び外部提供を行う年月日	
法第69条第2項第4号のその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるときに当たる場合は、その理由	
保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務を委託する場合は、当該委託先の事業者等に対して付する条件	

狛 発第 号  
年 月 日

個人情報取扱事務届出書

狛江市長

\_\_\_\_\_ 宛て

(実施機関)

\_\_\_\_\_

個人情報を取り扱う事務を { 開始する  
変更する  
廃止した } ので、狛江市個人情報の保護に關す

る法律施行規則第7条の規定により、別紙のとおり届け出ます。



個人情報取扱事務届出事項（開始・変更）

届出番号		開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
個人情報を取り扱う組織の名称	部 課					
個人情報を取り扱う事務の名称		個人情報ファイルの名称				
個人情報の利用目的		個人情報ファイルの利用目的				
個人情報の対象者の範囲		個人情報ファイルに記録される個人の範囲				
個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*
個人情報ファイルの記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*
個人情報の管理責任者						
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input type="checkbox"/> 通信回線による結合					
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*					
個人情報の経常的な外部提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*					
外部委託・指定管理者による代行の有無	委託	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*	代行	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*		

様式第2号（第7条関係）

備 *を付した項目につ いて具体的内容等を 記載	
-----------------------------------	--

個人情報取扱事務届出事項（廃止）

届出番号		開始年月日	年 月 日	廃止年月日	年 月 日
個人情報を取り扱う組織の 名称	部 課				
個人情報を取り扱う事務の 名称					

年 月 日

開示手数料減免申請書

(実施機関)

宛て

住 所

氏 名

電話番号

狛江市個人情報の保護に関する法律施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり開示手数料の減免を申請します。

開示をする保有個人情報の内容	
実施機関の決定内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示
減免申請額 〔写しの交付に係る費用の見込み額〕	写しの交付 枚に係る手数料 円 (不明の場合は記載不要)
申請内容	<input type="checkbox"/> 減免(減免額 円) <input type="checkbox"/> 免除
減免を求める理由	

備考

「減免を求める理由」が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることとする場合は当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合は当該事実を証明する書面を添付してください。

狛 発第 号  
年 月 日

開示手数料減免に関する決定通知書

\_\_\_\_\_様

(実施機関)  
\_\_\_\_\_

年 月 日付けで申請のありました開示手数料の減免の申請について、狛江市個人情報の保護に関する法律施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

開示をする保有特定個人情報の内容	
実施機関の決定内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示
減免の対象となる開示決定	年 月 日付け狛 発第 号
減免の対象となる開示手数料	写しの交付 枚に係る手数料 円
減 免 の 可 否	<input type="checkbox"/> 減額する (減免後の手数料) 円 <input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 減免しない
担 当 部 署 名	電話番号 (内線 )
<p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で実施機関に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として(訴訟において狛江市を代表する者は(実施機関がした処分に係る狛江市を被告とする訴訟について狛江市を代表する者を記載すること。))になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる実施機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の実施機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。別表第1の右欄に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関の保有するものを利用することができる。

3 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって実施機関の保有するものを利用することができる。

(開示請求に対する決定手続)

第4条 法第30条第1項において準用される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第83条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、法第30条第1項において準用される個人情報保護法第83条第2項の規定にかかわらず、開示請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(開示手数料及び開示手数料の減免)

第5条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第89条第2項に規定する手数料は、狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第

号。以下「狛江市個人情報保護法施行条例」という。)別表のとおりとし、個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合に徴収する。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示手数料を減額し、又は免除することができる。

2 実施機関が保有特定個人情報を開示するため、書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、規定の開示手数料を徴収する。

3 既に納付された開示手数料は、還付しない。

(訂正請求に対する決定手続)

第6条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第94条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る特定保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正請求等」という。)をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第94条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「訂正」と読み替えるものとする。

(利用停止請求に対する決定手続)

第7条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第102条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求者に対して、利用停止請求者に係る特定保有個人情報等を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第102条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「利用停止」と読み替えるものとする。

(個人情報保護審議会への諮問)

第8条 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、狛江市個人情報保護法施行条例第7条第1項により設置する狛江市情報公開審議会へ諮問することができる。

(運用状況の公表)

第9条 実施機関は、個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の廃止)

第2条 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際、実施機関に対して現にされているこの条例による改正前の狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定による特定保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、法及びこの条例による改正後の狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）の規定によるものとみなす。

2 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定により行った処分、手続、その他の行為は、法及び新条例の相当する規定によって行ったものとみなす。

3 旧条例の規定によるその職務上知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

実施機関	事務
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第31号）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第 号）による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第33



長	号) によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市児童育成手当条例（昭和46年条例第41号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

市長	東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		失業等給付関係情報であって規則で定めるもの
		職業訓練受講給付金支給関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		療育給付支給関係情報であって規則で定めるもの
		障害児入所給付費支給関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく資金貸付等関係情報で

		あつて規則で定めるもの
		自立支援給付支給関係情報であつて規則で定めるもの
		特定医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		養育医療給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		年金給付関係情報であつて規則で定めるもの

		<p>特別障害給付金関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく経費支弁関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく援助実施関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>休業補償等支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

## 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(条例別表第1右欄等の規則で定めるもの)

第3条 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和4年条例第 号。以下「条例」という。）別表第1の右欄及び条例別表第2中欄で規定する規則で定めるものとして別表第1左欄に掲げる事務は、同表右欄に定める事務とする。

2 条例別表第2中欄で規定する重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるものは、別表第2重度心身障害者手当の支給に関する事務の項に定める事務とする。

3 条例別表第2中欄で規定する精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものは、別表第2精神通院医療費の助成に関する事務の項に定める事務とする。

4 条例別表第2の右欄で規定する規則で定めるものとして別表第3左欄に掲げる情報は、同表右欄に定める情報とする。

### (委託の条件)

第4条 実施機関は、電子計算機処理により特定個人情報を処理する事務の全部又は一部を委託するときは、委託契約書に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 特定個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 委託先における責任者及び業務従事者
- (3) 従事者についての管理体制及び実施体制
- (4) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (5) 特定個人情報の複製等の制限に関する事項
- (6) 特定個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (7) 委託終了時における特定個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (8) 特定個人情報の管理の状況についての検査に関する事項
- (9) 前各号に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 実施機関は、保有特定個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託するときは、委託する保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の事業者における特定個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査

等により確認するものとする。

- 3 委託先の事業者において、保有特定個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、実施機関は委託先の事業者の前3項及び前2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の事業者を通じて又は実施機関自らが前項の措置を実施するものとする。この場合において、保有特定個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先の事業者が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 実施機関は、保有特定個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を派遣労働者によって行わせるときは、労働者派遣契約書に秘密保持義務等特定個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(目的外利用の手続)

第5条 法第30条第1項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号に基づき保有特定個人情報の目的外利用を行う課長は、保有特定個人情報目的外利用届出書(様式第1号)により当該事案について起案し、特定個人情報に関する事務を所掌する主管課の課長(以下「個人情報保護担当課長」という。)の合議を経なければならない。

- 2 保有個人情報目的外利用届出書には、次の各号に掲げる事項を届け出るものとする。

- (1) 目的外利用を行う対象の保有特定個人情報を本来取り扱う事務の名称
- (2) 本来の保有特定個人情報の利用目的
- (3) 保有特定個人情報の目的外利用により行う事務を所掌する主管課の名称
- (4) 保有特定個人情報の目的外利用により行う事務の名称及び内容
- (5) 目的外利用を行う保有特定個人情報の記録項目
- (6) 目的外利用を行う年月日
- (7) 保有特定個人情報の目的外利用により行う事務を委託する場合は、当該委託先の事業者等に対して付する条件

(特定個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、継続かつ定型化して行う特定個人情報を取り扱う事務を開始、変更又は廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した特定個人情報取扱事務届出書(様式第2号)をグループウェアにより個人情報保護担当課長へ提出するものとする。

- (1) 特定個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 特定個人情報を取り扱う組織の名称
- (3) 特定個人情報の利用目的
- (4) 特定個人情報の対象者の範囲
- (5) 特定個人情報の記録項目
- (6) 特定個人情報の管理責任者
- (7) 特定個人情報ファイルの名称
- (8) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (9) 特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲

- (10) 特定個人情報ファイルに記録される個人情報記録の項目
- (11) 特定個人情報を取り扱う事務（以下「特定個人情報取扱事務」という。）の開始又は変更の年月日
- (12) 特定個人情報の処理形態
- (13) 特定個人情報の主な収集先
- (14) 特定個人情報の経常的な利用の範囲又は提供先
- (15) 特定個人情報の処理の委託の有無
- (16) 特定個人情報の処理の指定管理者による代行の有無  
（運用状況の公表）

第7条 条例第9条の運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を広報紙に掲げる方法により行う。

- (1) 特定個人情報の届出の状況
- (2) 電子計算処理により行う特定個人情報の記録項目及び処理状況
- (3) 目的外利用の状況
- (4) 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の状況
- (5) 請求に対する決定の状況
- (6) 審査請求の状況
- (7) その他実施機関が必要と認める事項  
（事務委任）

第8条 市長以外の実施機関は、次の各号に掲げる事務を市長に委任する。

- (1) 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受理に関すること。
- (2) 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定の通知の送付に関すること。
- (3) 保有特定個人情報の開示の実施に関すること。
- (4) 特定個人情報の写しの作成に要する費用の徴収に関すること。
- (5) 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又は保有特定個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受理並びに当該審査請求に対する裁決の通知の送付に関すること。  
（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

条例別表第1で定める事務	規則で定めるもの
乳幼児の医療費の助成に関する事務	(1) 狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第31号）第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実

	<p>についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例第8条第1項及び第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
義務教育就学児の医療費の助成に関する事務	<p>(1) 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第1項及び第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
高校生等の医療費の助成に関する事務	<p>(1) 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第 号）第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例第9条第1項及び第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	<p>(1) 狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第33号）第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第1項及び第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
児童育成手当の支給に関する事務	<p>(1) 狛江市児童育成手当条例（昭和46年条例第41号）第6条の規定による受給資格及びその手当の額の認定の申請の受理、その申請に係る事</p>



	<p>実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 狛江市児童育成手当条例第8条の規定による手当額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 狛江市児童育成手当条例第12条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
<p>外国人に対する生活保護の実施に関する事務</p>	<p>条例別表第1右欄で規定する事務は次に掲げる事務とし、条例別表第2中欄で規定する事務は第1号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準ずる保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準ずる保護の開始若しくは同条第9項の規定に準ずる保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準ずる職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準ずる職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 生活保護法第26条の規定に準ずる保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準ずる就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準ずる進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8) 生活保護法第63条の規定に準ずる保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(9) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1</p>

	項から第3項までの規定に準ずる徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準ずる徴収金の徴収を含む。）に関する事務
--	--

別表第2（第3条関係）

条例別表第2で定める事務	規則で定めるもの
重度心身障害者手当の支給に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第176号）第3条第1項各号に規定する事務
精神通院医療費の助成に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第4条第1項各号に規定する事務

別表第3（第3条関係）

条例別表第2右欄で定める情報	規則で定めるもの
地方税関係情報	<p>(1) 狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例第5条の規定による申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報</p> <p>(2) 狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例第8条第1項及び第2項の規定による届出を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条の規定による申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報</p> <p>(4) 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第1項及び第2項の規定による届出を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報</p> <p>(5) 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例第5条の規定による申請を行う者又は当該</p>

者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

(6) 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例第9条第1項及び第2項の規定による届出を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

(7) 狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の規定による申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

(8) 狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第1項及び第2項の規定による届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

(9) 狛江市児童育成手当条例第6条の規定による申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

(10) 狛江市児童育成手当条例第8条の規定による申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

(11) 狛江市児童育成手当条例第12条の規定による届出を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

(12) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定する重度心身障害者手当の支給に関する申請若しくは届出を行う者又は当該者の保護者に係る市町村民税に関する情報

(13) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第4条第1項各号に規定する精神通院医療費の助成に関する申請若しくは届出を行う者又は当該者の保護者に係る市町村民税に関する情報

(14) 生活保護法第6条第2項の規定に準ずる要保護者又は同条第1項の規定に準ずる被保護者であった者に係る同法第19条第1項、第24条

	第1項及び第9項、第25条第1項及び第2項、第26条、第55条の4第1項、第55条の5第1項、第63条、第77条第1項、第78条第1項から第3項まで並びに第78条の2第1項及び第2項の規定に準ずる事務に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
児童扶養手当関係情報	<p>(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の児童扶養手当の受給資格及びその手当額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する情報</p> <p>(2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する情報</p> <p>(3) 児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する情報</p> <p>(4) 児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する情報</p> <p>(5) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する情報</p>
医療保険給付関係情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく保険給付の支給に関する情報
失業等給付関係情報	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項の失業等給付又は同法第61条の6第1項の育児休業給付の支給に関する情報
職業訓練受講給付金支給関係情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報

小児慢性特定疾病医療費支給関係情報	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
療育給付支給関係情報	児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
障害児入所給付費支給関係情報	児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく資金貸付等関係情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付け及び同法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
自立支援給付支給関係情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
特定医療費支給関係情報	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
生活保護関係情報	生活保護法第19条第1項の保護の実施、第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、第26条の保護の停止若しくは廃止、第55条の4第1項の就労自立給付金の支給又は第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報
特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
養育医療給付等関係情報	母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1

	項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
児童手当関係情報	児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
介護保険給付等関係情報	介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報
年金給付関係情報	国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報
特別障害給付金関係情報	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報
特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく経費支弁関係情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報
学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく援助実施関係情報	学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
休業補償等支給関係情報	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の休業補償、第28条の2第1項の傷病補償年金、第29条第1項の障害補償年金又は第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

<p>中国残留邦人等支援給付等 関係情報</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この項において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（この項において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報</p>
------------------------------	---

様式第1号及び様式第2号まで（省略）

保有特定個人情報目的外利用届出書

（個人情報管理責任者）

\_\_\_\_\_ 宛て

（課長）

\_\_\_\_\_

次のとおり保有個人情報を目的外利用することを、狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第 5 条第 1 項の規定により、届け出ます。

目的外利用を行う対象の保有個人情報を本来取り扱う事務の名称	
本来の保有個人情報の利用目的	
保有個人情報の目的外利用により行う事務を所掌する主管課の名称	部 課
保有個人情報の目的外利用により行う事務の名称及び内容	
目的外利用を行う保有個人情報の記録項目	
目的外利用を行う年月日	
法第69条第 2 項第 4 号のその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるときに当たる場合は、その理由	
保有個人情報の目的外利用により行う事務を委託する場合は、当該委託先の事業者等に対して付する条件	



様式第2号（第6条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

狛江市長 宛て

(実施機関)

---

特定個人情報取扱事務届出書

特定個人情報を取り扱う事務を { 開始する  
変更する  
廃止した } ので、狛江市行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第6条の規定により、  
届け出ます。

特定個人情報取扱事務届出事項（開始・変更）

届出番号		開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
特定個人情報を取り扱う組織の名称	部 課					
特定個人情報を取り扱う事務の名称		特定個人情報ファイルの名称				
特定個人情報の利用目的		特定個人情報ファイルの利用目的				
特定個人情報の対象者の範囲		特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲				
特定個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*
特定個人情報ファイルの記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*
特定個人情報の管理責任者						
特定個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input type="checkbox"/> 通信回線による結合					
特定個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*					
外部委託・指定管理者による代行の有無	委託	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*	代行	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*		

備考 *を付した項目について具体的内容等を記載	
----------------------------	--

特定個人情報取扱事務届出事項（廃止）

届出番号		開始年月日	年 月 日	廃止年月日	年 月 日
特定個人情報を取り扱う組織の名称	部 課				
特定個人情報を取り扱う事務の名称					

個人情報及び特定個人情報の運用状況 ～令和3年度の運用状況～

1. 個人情報に関する開示請求等

令和3年度は、17件の保有個人情報の開示請求がありました。これらに対し、全部を開示したものが11件、一部を開示したものが3件、非開示にしたものが3件でした。

■ 令和3年度個人情報開示請求内容一覧

担当課	請求内容	決定	一部開示の理由
市民課	▽印鑑登録証明書交付申請書	全部開示	
	▽証明書コンビニ交付履歴	一部開示	第三者の個人情報
	▽住民票・戸籍請求履歴 ▽証明書発行履歴	非開示	不存在
福祉相談課	▽相談・通報・届出受付票	全部開示	
高齢障がい課	▽福祉手当認定通知書	全部開示	
子ども政策課	▽相談記録	全部開示	
子ども発達支援課	▽支援記録	一部開示	第三者の個人情報
下水道課	▽排水設備計画 ▽特定施設使用届出書	全部開示	
	▽歳入予算差引簿	一部開示	第三者の個人情報
清掃課	▽管理台帳	非開示	不存在
	▽就学相談に係る資料	全部開示	

2. 特定個人情報に関する開示請求等

令和3年度は、特定個人情報の開示請求等は0件でした。

3. 狛江市個人情報保護審議会

令和3年度は、4回開催し、8件の諮問事項に対し審議の上、市長に答申しました。

いずれの場合にも、慎重な審議を行った上、個人情報の適切な取扱と適正な管理を徹底させることを条件に目的外利用、外部提供等を承認しました。

■ 令和3年度狛江市個人情報保護審議会諮問事項

担当課	諮問事項
未来戦略室	▽AI-OCRにおける全庁的な読込項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知の可否について
市民課	▽戸籍システムのクラウドサービスの導入における保有個人情報の外部提供及び外部提供に係る通知の可否について
福祉政策課	▽令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の実施に伴う保有個人情報の外部提供及び外部提供に伴う通知の可否並びに記録項目の設定について
子ども政策課	▽狛江市高校生世代の医療費の助成事業の対象者抽出に伴う保有個人情報の目的外利用及び目的外利用に係る通知の可否並びに電子計算処理による記録項目の設定について
まちづくり推進課	▽狛江市空家等実態調査事務に係る保有個人情報の外部提供及び外部提供に係る通知の可否について
学校教育課	▽学校保健安全法に基づく健康診断における検診事業の委託の際の保有個人情報の外部提供及び外部提供に係る通知の可否について
情報政策課・納税課・課税課	▽AI-OCRにおける読込項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知の可否並びに電子計算機処理による結合について
情報政策課・課税課	▽AI-OCRにおける読込項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知の可否並びに電子計算機処理による結合について

4. 個人情報取扱事務

令和3年度は、新規の個人情報取扱事務が2件、内容に変更があった個人情報取扱事務が2件、削除となった個人情報取扱事務が1件となりました。

■ 新規・変更・削除個人情報取扱事務

区分	担当課	個人情報取扱事務
新規	子ども政策課	若者相談事務
		狛江市居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成金事業
変更	課税課	ふるさと納税に関する事務
	地域活性課	「絵手紙発祥の地ー狛江」事業に係る事務
削除	地域活性課	空き店舗活用に係る事務

5. 特定個人情報取扱事務

令和3年度は、新規の特定個人情報取扱事務が0件でした。

個人情報取扱事務台帳

課長決裁	2022年03月31日
主管課	子ども家庭部子ども政策課
届出の種類	個人情報取扱事務届出
届出番号	35
開始年月日	2022年04月01日
変更年月日	
個人情報を取り扱う組織の名称	子ども家庭部 子ども政策課
個人情報を取り扱う事務の名称	若者相談事務
個人情報の利用目的	③（相談を受けるにあたって個人情報を聞き取るため）
個人情報等の対象者の範囲	①
個人情報ファイルの名称	若者相談台帳
個人情報ファイルの利用目的	③（相談を受けるにあたって個人情報を聞き取るため）
個人情報ファイルに記録される個人の範囲	①

	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
個人情報 の記録 項目	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的 身分に関する事 項* （収集理由） <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input checked="" type="checkbox"/> その他*
個人情報 ファイル の記録 項目	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的 身分に関する事 項* （収集理由） <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input checked="" type="checkbox"/> その他*

個人情報の管理責任者	子ども家庭部子ども政策課長
個人情報の処理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input type="checkbox"/> 通信回線による結合

個人情報取扱事務届出書等 ファイル	
----------------------	--

個人情報の主な収集先	<input checked="" type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 本人以外    主な収集先が本人以外である場合の条例根拠 <input type="checkbox"/> 実施機関内    条例第8条第2項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 2号*
------------	--

	<input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号*
個人情報の経常的な目的外利用の範囲又は外部提供先	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	経常的な目的外利用又は外部提供がある場合の条例根拠 条例 第12条 第2 項 <input checked="" type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号* <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号
外部委託・指定管理者による代行の有無	委託 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有* 代行 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有*	
備考 *を付した項目について 具体的内容等を記載	相談員の派遣などの相談業務を委託にて実施	
廃止年月日		

個人情報取扱事務台帳

課長決裁	2020年03月31日
主管課	子ども家庭部子ども政策課
届出の種類	個人情報取扱事務届出
届出番号	36
開始年月日	2020年04月01日
変更年月日	
個人情報を取り扱う組織の名称	子ども家庭部 子ども政策課
個人情報を取り扱う事務の名称	狛江市居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成金事業
個人情報の利用目的	①
個人情報等の対象者の範囲	①
個人情報ファイルの名称	利用料助成金台帳
個人情報ファイルの利用目的	①
個人情報ファイルに記録される個人の範囲	①

	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
個人情報 の記録 項目	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的 身分に関する事 項* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input checked="" type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*
個人情報 ファイル の記録 項目	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的 身分に関する事 項* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input checked="" type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*

個人情報の管理責任者	子ども家庭部子ども政策課長
個人情報の処理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input type="checkbox"/> 通信回線による結合

個人情報取扱事務届出書等 ファイル	
----------------------	--

個人情報の主な収集先	<input checked="" type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 本人以外    主な収集先が本人以外である場合の条例根拠 <input type="checkbox"/> 実施機関内    条例第8条第2項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 2号*
------------	--



	<input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号*
個人情報の経常的な目的外利用の範囲又は外部提供先	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	経常的な目的外利用又は外部提供がある場合の条例根拠 条例 第12条 第2項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号* <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号
外部委託・指定管理者による代行の有無	委託 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有* 代行 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有*	
備考 *を付した項目について 具体的内容等を記載		
廃止年月日		

個人情報取扱事務台帳

課長決裁	2016年04月01日
主管課	市民生活部課税課
届出の種類	個人情報取扱事務届出
届出番号	6
開始年月日	2016年04月01日
変更年月日	2022年04月01日
個人情報を取り扱う組織の名称	市民生活部 課税課
個人情報を取り扱う事務の名称	ふるさと納税に関する事務
個人情報の利用目的	③（謝礼品の発想及びふるさと納税者の管理）
個人情報等の対象者の範囲	①, ②
個人情報ファイルの名称	ふるさと納税者ファイル
個人情報ファイルの利用目的	③（謝礼品の発送及びふるさと納税者の管理）
個人情報ファイルに記録される個人の範囲	①, ②

	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
個人情報 の記録 項目	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項* （収集理由） <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input checked="" type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*
個人情報 ファイル の記録 項目	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項* （収集理由） <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input checked="" type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*

個人情報の管理責任者	市民生活部課税課長
個人情報の処理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input type="checkbox"/> 通信回線による結合

個人情報取扱事務届出書等 ファイル	
----------------------	--

個人情報の主な収集先	<input checked="" type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 本人以外    主な収集先が本人以外である場合の条例根拠 <input type="checkbox"/> 実施機関内    条例第8条第2項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 2号*
------------	--

	<input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号*
個人情報の経常的な目的外利用の範囲又は外部提供先	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	経常的な目的外利用又は外部提供がある場合の条例根拠 条例 第12条 第2 項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号* <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号
外部委託・指定管理者による代行の有無	委託 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有* 代行 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有*	
備考 *を付した項目について 具体的内容等を記載	<p>【株式会社トラストバンク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納事務 株式会社トラストバンクの運営する「ふるさとチョイス」というポータルサイトにおいて、マルチ決済決済手続きを利用し、寄附者が直接決済を行うことができるようにしている。 ※うちクレジットカード払いのみ、スルガカード株式会社が代行している。</li> <li>・寄附申込み 同ポータルサイトにて、寄附申出者が氏名、住所、生年月日、電話番号等を入力することで、その内容が同社の専用サーバーに蓄積され、寄附申し込み実績として任意にダウンロードできるようになる。</li> </ul> <p>【株式会社さとふる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納事務 株式会社さとふるが運営する、ポータルサイト「さとふる」において、同社の指定納付受託者であるSB決済サービス株式会社とPayPay株式会社の決済手続きを利用し、寄附者が直接決済を行うことができる。</li> <li>・寄附申込み 同ポータルサイトにて、寄附申出者が、氏名、住所、電話番号等を入力することで、その内容が同社の専用管理システムに蓄積され、寄附申込みの実績は任意にダウンロードできる。</li> <li>・受領証明書発行委託 同ポータルサイトに寄附情報が登録されたものを対象とし、当該登録された日に翌日末日までに受領証明書を発送する。当受領証明書発行事務については株式会社アテナに株式会社さとふるが再委託をするものとする。</li> </ul>	
廃止年月日		

個人情報取扱事務台帳

課長決裁	2020年04月01日
主管課	市民生活部地域活性課
届出の種類	個人情報取扱事務届出
届出番号	37
開始年月日	2020年04月01日
変更年月日	2022年04月01日
個人情報を取り扱う組織の名称	市民生活部 地域活性課
個人情報を取り扱う事務の名称	「絵手紙発祥の地—狛江」事業に係る事務
個人情報の利用目的	①②③（絵手紙はがきの展示他）
個人情報等の対象者の範囲	①②
個人情報ファイルの名称	講演会応募者名簿他
個人情報ファイルの利用目的	①
個人情報ファイルに記録される個人の範囲	①②

	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
個人情報 の記録 項目	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メール アドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原 因となる社会的 身分に関する事 項* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*
個人情 報フ ァイ ルの 記 録 項 目	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メール アドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原 因となる社会的 身分に関する事 項* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*

個人情報の管理責任者	市民生活部地域活性課長
個人情報の処理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input type="checkbox"/> 通信回線による結合

個人情報取扱事務届出書等 ファイル	
----------------------	--

個人情報の主な収集先	<input checked="" type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 本人以外    主な収集先が本人以外である場合の条例根拠 <input type="checkbox"/> 実施機関内    条例第8条第2項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 2号*
------------	--

	<input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号*
個人情報の経常的な目的外利用の範囲又は外部提供先	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	経常的な目的外利用又は外部提供がある場合の条例根拠 条例 第12条 第2 項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号* <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号
外部委託・指定管理者による代行の有無	委託 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有* 代行 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有*	
備考 *を付した項目について 具体的内容等を記載		
廃止年月日		